最終更新日:2018年7月12日
北日本紡績株式会社
代表取締役社長 仲治文雄
問合せ先:076-277-7530
証券コード:3409
http://www.ktbo.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の意思決定の迅速化及び経営の透明性の確保と経営のチェック機能の強化を重要な課題とし、株主の立場に立って企業価値を最大化することを目的としております。
当社は、取締役会の監督機能の向上とコーポレート・ガバナンスの更なる強化を目的として、平成28年6月から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。この経営体制により、独立性を有する監査等委員が取締役会での議決権を持ち、監査等委員会は会計監査人と内部統制室との連携により、経営の監査・監督機能の充実を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則をすべて実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則 1－4】
当社では、上場株式の政策保有について、当社の中長期的な企業価値向上に資するものであることを基本方針としております。取締役会は、政策保有について、そのリターンとリスクなどを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証します。議決権の行使については、議案の内容を精査し、株主価値の向上に資するか否かを判断したうえで、適切に議決権を行使します。

【原則 1－7】
当社は、関連当事者間の取引について、経営の透明性を高めるという観点から取締役会決議事項としており、その取引内容につきましては、取締役会に定期的に報告することとしております。

【原則 3－1】
(1)経営理念等や経営戦略、経営計画
当社の経営理念等については、当社ホームページにて開示しております。また、経営戦略については、決算短信にて開示しております。
(2)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本報告書の「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方」に記載のとおりであります。
(3)経営幹部・取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続
経営幹部・取締役の報酬については、株主総会の決議による報酬額の限度内で、市場環境や中長期の業績を考慮したうえで、その達成度合いを勘案し、決定することとしております。
上記方針にのっとり、取締役会は代表取締役社長に一任し、決定しております。
(4)経営幹部の選任と取締役候補者の指名を行うにあたっての方針と手続
経営幹部の選任と取締役候補の指名については、当社の事業及び業務内容に関する豊富な経験と幅広い知識を有し、適切な意思決定、職務遂行能力等を有することを考慮のうえ指名し、取締役会にて審議・決定し正式な候補者として株主総会議案として付議しております。なお、監査等委員である取締役候補者については、監査等委員会の同意を得たうえで取締役会にて決議し、株主総会議案として付議しております。
(5)経営幹部の選任と取締役候補の指名を行う際の個々の選任・指名についての説明
株主総会招集通知の参考書類に個々の選任・指名についての説明を記載しております。

【補充原則 4－1－1】
当社では、取締役規定により取締役会が決定すべき事項を明確に定めております。

【原則 4－8】
当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たす資質を十分に備えた独立社外取締役を2名選任しております。

【原則 4－9】
当社は独自の独立性判断基準を定めておりませんが、東京証券取引所が定める独立性の基準を準用しております。取締役会は、社外取締役を選定するに当たり、経営等に関する豊富な経験と幅広い見識や法律もしくは会計、財務の職業的専門知識を有し、取締役会で建設的な議論ができる人物を選ぶよう努めております。

【補充原則 4－11－1】
当社の取締役会の構成は、取締役(監査等委員である取締役を除く)10名以内、監査等委員である取締役4名以内で構成する旨、定款で定めております。
現在、企業規模等を勘案し、取締役(監査等委員である取締役を除く)4名、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)で構成しております。また、取締役候補者を決定する際は、取締役会、監査等委員会全体としての経験、見識、専門性のバランスや多様性に考慮したメンバー構成にすることとしております。

【補充原則 4－11－2】

当社では、取締役会規程により、取締役が他の会社の役員を兼任する場合には、取締役会の承認を必要としております。
社外取締役が他の会社の役員を兼任する場合には、当社の取締役としての役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を確保する観点から、兼職については、合理的な範囲内に留めております。その兼職状況は、株主総会招集通知や有価証券報告書にて毎年開示しております。

【補充原則　４－１１－３】
当社は、取締役会の実効性に関するアンケート調査を行い、その結果について分析・評価を実施しました。その結果、取締役会の構成、運営状況や審議状況は、取締役会が監督機能を果たす体制としては、概ね適切であり、監査等委員に対する十分な支援が行われ、取締役会において活発な議論が行われているとの評価が得られました。一方で、今後取り組む課題として、当社の中長期的な事業計画等について議論をより深めることが挙げられました。今後も取締役会の機能向上を図り、持続的な企業価値向上に努めてまいります。

【補充原則　４－１４－２】
取締役に対し、その職務を果たすうえで必要な知識・情報を取得するため、適宜、外部セミナー等に参加しております。
社外取締役については、就任時に当社の概要について説明を行ない、当社の事業内容等についての知見を深めることとしております。

【原則　５－１】
当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、株主との建設的な対話を促進することが重要と考えており、以下のとおり体制を整備しております。
(1)当社のIRにおける責任者は、総務担当取締役となります。
(2)IRの責任者である総務担当取締役は、IR活動に関係する部署を統括し、日常的な部署間の連携を図っております。
(3)株主等との面談以外の対話の手段として、当社ホームページ上に決算短信等IR情報を掲載し、当社の事業環境に関する理解を深めていただけるよう、取り組んでおります。
(4)株主等との対話においてなされた意見や質問は、必要に応じて経営幹部や取締役会にフィードバックし、情報の共有・活用を図っております。
(5)株主等との対話に際しては、関連法規や社内規定を順守し、インサイダー情報の管理に留意しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社石川製作所	115,400	9.34
直山　秀人	93,330	7.55
帝人株式会社	50,000	4.04
株式会社北國銀行	45,000	3.64
北日本紡績取引先持株会	44,900	3.63
CBHK-PHILLIP SEC（HK）LTD-CLIENT　MASTER	44,400	3.59
株式会社サクシード	42,600	3.44
宮脇　昌三	33,000	2.67
本田　俊昭	30,200	2.44
ホライズン株式会社	27,100	2.19

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	繊維製品
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
北島　勉	他の会社の出身者								△			
岑網　大介	他の会社の出身者								○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
北島　勉	○	○	有限会社ケイティコーポレーション 代表取締役社長	北島勉氏は、有限会社ケイティーコーポレーションの代表取締役を務めており、当社業界の状況に精通するとともに、企業経営における豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、選任しております。また、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断したため、独立役員として選定しました。

労網　大介	○	○	葵総合法律事務所所長	労網大介氏は、弁護士として培われた専門的な知識・経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくため、選任しております。また、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断したため、独立役員として選定しました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会の職務を補助する使用人はおりませんが、監査等委員から求められた場合には、監査等委員と協議のうえ、合理的な範囲で配置することとしております。また、当該使用人の任命・異動等人事権に関する事項の決定には、監査等委員の事前の同意を得ることにより独立性を確保することとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査法人（太陽有限責任監査法人）及び内部統制室と連携して、業務の執行状況及び財産の状況を調査し、報告を求め、財務諸表に対する信頼性の向上のため、随時、意見交換を行ないそれぞれの監査計画と結果について情報の共有化を図りながら、効果的かつ効率的な監査を実施しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員をすべて独立役員に選定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

当社は、現在、取締役へのインセンティブ付与は実施していませんが、今後の検討課題と認識しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において、開示を行っております。
有価証券報告書は当社のホームページに掲載し、公衆の縦覧に供しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会の決議による報酬額の限度内で、市場環境や中長期の業績を考慮したうえで、その達成度合いを勘案し、決定することとしております。

【社外取締役のサポート体制】

取締役会の開催に際して、社外取締役に対して資料を配布し、事前説明を行なっております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査等委員会設置会社という経営形態を採用しております。
取締役(監査等委員である取締役を除く)5名、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)で構成しております。
取締役(監査等委員である取締役を除く)の任期は、経営の機動性及び柔軟性の向上を図るため1年、監査等委員である取締役の任期は2年としております。
取締役会は、定時取締役会を年4回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。経営の基本方針その他重要事項を決定するとともに、業務執行状況の監督を行っております。
監査等委員会は、定時監査等委員会を年4回開催し、必要に応じて臨時監査等委員会を開催しております。監査等委員は取締役会に出席し、取締役の業務執行の監査を行っております。
当社は経営会議を毎月開催しており、取締役(社外取締役除く)、監査等委員である取締役、部課長が出席し、取締役会の定める基本方針に基づき、その具体席な執行方針、進捗状況等の審議を行っておりまあす。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、平成28年6月から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。
この経営体制により、独立性を有する監査等委員が取締役会での議決権を持ち、監査等委員会は会計監査人と内部統制室との連携により、経営の監査・監督機能の充実を図っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主に議案の内容を理解していただくため、招集通知の早期発送に取り組んでおります。
その他	招集通知発送前に当社ホームページに招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページにIR情報を設置し、決算情報や適時開示資料を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務部を担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	すべてのステークホルダーに対し、迅速、正確、公平を基本に金融商品取引法等の関連法令及び東京証券取引所の定める規則を遵守し、情報提供に努めます。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、取締役会、監査等委員会、会計監査人による経営管理体制をとっております。取締役は、職務の執行が法定及び定款に適合することを確保するために担当する部署の内部統制を整備するとともに必要な諸規則を制定し、周知徹底を図るとともに取締役会規則を順守しております。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制
当社は、「文書管理規程」その他の社内規定に則り、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、関連文書とともに保存・管理しております。取締役は、いつでもこれを閲覧することができます。

3．損失の危険の管理に関する規定その他の体制
当社は、業務執行に係るリスクに関して、各関係部門においてそれぞれ予見されるリスク分析と識別を行い、リスク管理体制を明確化しております。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、取締役会、経営会議の各規程、組織規程等により各取締役及び使用人の分掌と権限を定めております。

5．監査等委員の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
当社は、現在、監査等委員の職務を補助する使用人はおりませんが、監査等委員から求められた場合には、監査等委員と協議のうえ、合理的な範囲で配置することとしております。また、当該使用人の任命・異動等人事権に関する事項の決定には、監査等委員の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保することとしております。

6．取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制、その他の監査等委員への報告に関する事項
当社が決定する重要事項は、監査等委員に報告することとし、更に内部統制室担当者が行う監査の結果、会社に損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは遅滞なく報告いたします。監査等委員へ報告した者に対して、報告したことを理由として人事上の制裁処分その他不利益な取り扱いは行わないものといたします。また、監査等委員は、代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題や監査上の重要事項について意見交換を行うとともに、会社の重要会議に出席し、重要な意思決定や業務執行状況を把握いたします。更に、監査が実効的に行われることを確保するために関連部門が監査等委員補助を行うこととしております。

7．監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等に係る費用については、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、監査等委員の請求により当該費用又は債務を処理することとしております。

8．財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応を企業基盤強化のインフラ整備の一環として位置付け、組織の業務全体に係わる内部統制の有効かつ効率的な整備・運用を行うこととしております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、健全な会社の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断し、これらの勢力、団体との取引はもちろんのこと、不当要求に対しても毅然とした態度で臨み、これを拒絶します。当社グループにおける反社会的勢力排除に向けた体制としては、総務部を対応部署として情報の集約を図り、顧問弁護士及び警察等関連機関との連携により適切に対応します。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

